

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)								(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)						
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)		
26 宮崎県	26 宮崎市	14 ○	4 ○	9 ○	11 ○	12 ○	16 ○	25 ○	1 ○	2 ○	2 ○	2 ○	1 ○	23 ○	0 ○	0 ○
宮崎県	都城市	○		○	○	○	○	○					○			
宮崎県	延岡市			○	○	○	○	○					○			
宮崎県	日南市	○			○	○	○	○	○				○			
宮崎県	小林市	○		○	○	○	○	○					○			
宮崎県	日向市	○	○	○	○	○	○	○					○			
宮崎県	串間市	○		○	○	○	○	○					○			
宮崎県	西都市					○	○	○	○				○			
宮崎県	えびの市	○		○		○		○	○				○			
宮崎県	三股町	○	○	○									○			
宮崎県	高原町	○	○	○		○	○	○					○			
宮崎県	国富町	○		○	○		○	○					○			
宮崎県	綾町	○		○		○	○	○					○			
宮崎県	高鍋町					○		○					○			
宮崎県	新富町	○	○	○			○	○					○			
宮崎県	西米良村	○				○	○	○					○			
宮崎県	木城町			○		○	○	○					○			
宮崎県	川南町			○	○	○	○	○					○			
宮崎県	都農町			○	○	○	○	○					○			
宮崎県	門川町	○			○	○	○	○					○			
宮崎県	諸塙村							○					○			
宮崎県	椎葉村							○	○				○			
宮崎県	美郷町	○					○	○	○				○			
宮崎県	高千穂町			○	○	○		○					○			
宮崎県	日之影町						○	○					○			
宮崎県	五ヶ瀬町					○		○					○			

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
26	26	20	1	5	0	0	0	0	0	13
宮崎県	宮崎市	○								年度途中の転入者には、転入学手続き時に就学援助制度について案内を行うとともに、申請書を配布している。
宮崎県	都城市	○								保護者向けのお知らせ文書に援助対象となる年間所得の目安額等を記載
宮崎県	延岡市	○								
宮崎県	日南市	○								
宮崎県	小林市	○								
宮崎県	日向市	○								
宮崎県	串間市	○								転入者に対しては、必ず学校から制度の説明を行っている。
宮崎県	西都市	○								周知文書に援助項目、申請方法を記載している
宮崎県	えびの市		○							全世帯に制度を周知し、申請する・しないの旨を提出してもらっている。
宮崎県	三股町	○								
宮崎県	高原町		○							
宮崎県	国富町	○								学校において、生活状況が苦しいと思われる家庭(給食費や副教材費などが未納など)に直接案内している。
宮崎県	綾町	○								令和3年度から小学校の就学時健診の際に入学予定の全保護者に対して制度の説明を行うようにした。
宮崎県	高鍋町	○								案内文に前年度の対象費目や年間総援助額の記載を行っている。
宮崎県	新富町	○								
宮崎県	西米良村		○							
宮崎県	木城町	○								
宮崎県	川南町		○							援助対象となる費目と年間支給額を案内文の中に新たに追加した。
宮崎県	都農町		○							1.周知方法により、全保護者へ文書が渡るようになっている。
宮崎県	門川町	○								
宮崎県	諸塙村	○								特になし
宮崎県	椎葉村	○								学校を通じて、全世帯へ文書を配布している。また、学校、民生委員と連携を密にして、気になる家庭の情報を共有するようにしている。
宮崎県	美郷町	○								
宮崎県	高千穂町	○								
宮崎県	日之影町	○								
宮崎県	五ヶ瀬町	○								○学校で各保護者に就学援助制度について案内を実施、支援室(事務室)から個別に案内。また、民生委員・児童委員の方にも制度の説明を行い、訪問した際に必要に応じて案内実施。

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)		
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)		
		<中学校>		
		(1) 実施・検討状況について		
26 宮崎県	26 宮崎市	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期 ア. 入学前支給を行っている。 イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している。 ウ. 入学前支給を行っていない。 エ. その他 →(2) (2) エの内容	(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期) ア. 令和2年、令和3年度、4年度(令和4年度新入学分)以前 イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)以降 ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以前 エ. 未定 ア. 8月 イ. 9月 ウ. 10月 エ. 11月 オ. 12月 カ. 1月 キ. 2月 ケ. 3月 ケ. 4月初旬(入学式前)	(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○) ア. 予算の確保が困難だから。 イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。 ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。 エ. その他 →(6) (6) エの内容
26 宮崎県	26 宮崎市	○	○	○
宮崎県	都城市	○	○	○
宮崎県	延岡市	○	○	○
宮崎県	日南市	○	○	○
宮崎県	小林市	○	○	○
宮崎県	日向市	○	○	○
宮崎県	串間市	○	○	○
宮崎県	西都市	○	○	○
宮崎県	えびの市	○	○	○
宮崎県	三股町	○	○	○
宮崎県	高原町	○	○	○
宮崎県	国富町	○	○	○
宮崎県	綾町	○	○	○
宮崎県	高鍋町	○	○	○
宮崎県	新富町	○	○	○
宮崎県	西米良村	○	○	○
宮崎県	木城町	○	○	○
宮崎県	川南町	○	○	○
宮崎県	都農町	○	○	○
宮崎県	門川町	○	○	○
宮崎県	諸塙村	○	○	○
宮崎県	椎葉村	○	○	○
宮崎県	美郷町	○	○	○
宮崎県	高千穂町	○	○	○
宮崎県	日之影町	○	○	○
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○	○

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)					4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																		(4) ソ、タ又はチを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項		
		(1) 当てはまるもの1つに○					(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																							
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定					(2) オの内容 補足事項																							
26	26	10	0	16	0	0	2	20	21	20	20	20	19	17	16	17	18	20	14	19	10	6	4	5	0	3	14	0	3	2
宮崎県	宮崎市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.14		
宮崎県	都城市	○																												
宮崎県	延岡市	○																												
宮崎県	日南市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.09		
宮崎県	小林市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1		
宮崎県	日向市	○																												
宮崎県	串間市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	
宮崎県	西都市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1		
宮崎県	えびの市	○																												
宮崎県	三股町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2		
宮崎県	高原町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
宮崎県	国富町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.14		
宮崎県	綾町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
宮崎県	高鍋町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1		
宮崎県	新富町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
宮崎県	西米良村	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
宮崎県	木城町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
宮崎県	川南町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	特になし	
宮崎県	都農町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	基準の一一定の係数を超えた場合でも、世帯の状況を総合的に判断して認定する。	
宮崎県	門川町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(世帯の年間所得 ÷ 12 + 児童手当+児童扶養手当+特別児童扶養手当) <(第一類+第二類+障害加算+母子世帯加算+児童養育加算+教育扶助基準加算+住宅加算) × 1.2		
宮崎県	諸塙村	○																												
宮崎県	椎葉村	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
宮崎県	美郷町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
宮崎県	高千穂町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
宮崎県	日之影町	○						所得証明と直近3ヶ月分の給与明細書を提出していただき判断する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	収入額・最低生活費調書を基に基準値を算定。 算定値が一人親1.5未満、その他世帯1.0未満の者を認定。		
宮崎県	五ヶ瀬町	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

		8. その他
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
26 宮崎県	26 宮崎市	
宮崎県	都城市	
宮崎県	延岡市	
宮崎県	日南市	
宮崎県	小林市	
宮崎県	日向市	
宮崎県	串間市	
宮崎県	西都市	
宮崎県	えびの市	
宮崎県	三股町	
宮崎県	高原町	
宮崎県	国富町	
宮崎県	綾町	
宮崎県	高鍋町	
宮崎県	新富町	
宮崎県	西米良村	
宮崎県	木城町	
宮崎県	川南町	
宮崎県	都農町	
宮崎県	門川町	
宮崎県	諸塙村	
宮崎県	椎葉村	
宮崎県	美郷町	
宮崎県	高千穂町	
宮崎県	日之影町	
宮崎県	五ヶ瀬町	